

給与の種類		支給条件		支給日	備考					
		支給対象者	支給率又は支給額							
手当	特	通信教育添削手当	通信制の課程以外の課程を本務とする教育職員が通信教育の添削指導に従事したとき。	添削件数が10件まで 1,300円、10件を超える1件ごとに 130円加算	翌月の給料支給日	52.4.1				
		通信教育面接指導手当	通信教育実施校の通信制課程以外の課程の教員及び協力校の教員が通信教育の面接指導に従事したとき。	面接指導1時間について 920円	同上	同上				
		夜間課程勤務手当	高等学校の夜間課程に勤務することを本務とする職員	月額 3,800円	同上	同上				
		舎監業務職員の手当	高等学校又は特殊教育学校に置かれる寄宿舎の舎監を命じられている教員。	勤務1回につき 2,800円 自営者養成農業高校等にあっては勤務1回につき 3,200円	同上	57.4.1改定 53.4.1改定				
		漁獲手当	水産高校練習船の乗務員が漁ろうに従事したとき。	配分基礎額の19.8%の範囲内で乗組員ごとの代数に応じてあん分した額	航海終了後2週間以内	39.10.1				
	殊	よう船手当	練習船がよう船された場合に次の船員が乗船し遠洋航海作業に従事したとき。 (1) 船長.....→日額 2,600円 (2) 機関長.....→日額 2,300円 (3) 通信長.....→日額 2,200円 (4) 一等航海士及び一等機関士.....→日額 2,100円 (5) 二等航海士及び二等機関士.....→日額 1,800円 (6) その他船員法第3条の職員.....→日額 1,300円		同上	52.4.1				
		勤	入渠手当	練習船が入渠した場合に船体の修繕作業に従事した次の職員。 (1) 船長.....→日額 390円 (2) 機関長.....→日額 360円 (3) 通信長.....→日額 330円 (4) 一等航海士、一等機関士、二等航海士及び二等機関士.....→日額 350円 (5) その他船員法第3条の職員.....→日額 280円		翌月の給料支給日	同上			
			務	特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測若しくは水産教育の実習指導又は遭難船救助の作業に従事した次の職員。 (1) 船長及びこれと同等と認める者.....→日額 530円 (2) 機関長及びこれと同等と認める者.....→日額 460円 (3) 通信長、航海士、機関士及びこれと同等と認める者.....→日額 330円 (4) その他の職員.....→日額 280円		航海終了後2週間以内	同上		
				手	ボイラ取り扱い作業手当	ボイラ技士免許を有する職員が、ボイラ（小型ボイラを除く）の取り扱いの作業に従事したとき。	1日について 200円	翌月の給料支給日	同上	
					当	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員（管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く） 3の学年の編成.....→280円 2の学年の編成.....→230円	授業又は指導に従事した日1日について	同上	同上
						教員特殊業務手当	教職調整額を支給される教員が、次の業務に従事し、心身に著しい負担を与える場合に支給される。 (1) 災害時等の緊急業務 ア 児童・生徒の保護、防災、復旧業務.....→日額 1,700円 イ 児童・生徒の救急、補導業務.....→日額 1,200円 (2) 修学旅行等の生徒引率による指導業務.....→日額 1,400円		同上	50.11.1